

物 品 売 買 契 約 書 (案)

売払人 国 鹿児島森林管理署長 香月 英伸 (以下「甲」という。) と 買受人
〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、次の条項により物品の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、別紙「物件内訳書」のとおり。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円・消費税率 10%)

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付するものとし、内金 円は、入札保証金から充当するものとする。
2 前項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
4 甲は、乙が次条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。
5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫へ帰属させることができる。

(代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金のうち前条に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。
2 乙は、前項に定める納付期日までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、第2条の売買代金につき年3.0パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(売買物件の引渡し等)

第5条 甲は、乙が売買代金を完納し、乙の負担において、買い受けた売買物件の自動車検査書及び自動車損害賠償責任保険証明書の名義変更を完了した時点をもって売買物件を引き渡すことができる。
2 乙は、当該物件を受領したときは、甲に受領書を遅滞なく提出するものとし、車体等に標示してある使用者名は抹消して使用すること。
3 引取期限は、売買代金納入の日より30日以内とする。
4 乙が引取期限までに売買物件の引取を完了しないときは、甲が特に承認した場合を除き、甲の都合により甲が残存物件を処分することがあっても、乙は異議の申立ができない。

5 前項の場合において、乙は残存物件相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

(引取期限の延長)

第6条 乙は、天災その他の不可抗力、又はその他乙の責に帰することができない理由により引取期限までに売買物件の引取を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面を取り交わす事により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙双方が協議して定める。

(危険負担)

第7条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しのおきまでにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(かし担保)

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、乙が支払った売買代金のうち、第3条第1項に定める契約保証金は違約金として国庫に帰属するが、残りは乙に返還する。

(返還金等)

第10条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、当該返還金に利息を付さない。
2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(充当の順序)

第11条 甲は、乙が売買代金及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が売買代金及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、売買代金の順序で充当する。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、第9条及び第10条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

第 15 条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島森林管理署所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

第16条 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

令和 年 月 日

鹿兒島森林管理署長 香月 英伸 印
(登録番号 T8000012050001)

印